

三好市建設工事に係る設計業務等の委託契約に関する規則 新旧対照表（平成30年4月1日以降に契約する案件（変更契約を除く。）に適用する。

改正前	改正後
<p>三好市建設工事に係る設計業務等の委託契約書に関する標準様式を、別記様式のとおり定めるものとする。</p> <p>別記様式</p> <p>（談合その他の不正行為による発注者の解除権）</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下<u>この条において「独占禁止法」という。</u>)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下<u>この号及び第3号において「排除措置命令」という。</u>)を行い、<u>同条第7項の規定により</u>当該排除措置命令が確定したとき。</p> <p>二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下<u>この号及び次号において「納付命令」という。</u>)を行い、<u>同条第5項の規定により</u>当該納付命令が確定したとき。</p> <p><u>三 受注者が、排除措置命令又は納付命令(以下この号及び次号において「原処分」という。)に不服があるとして審判の請求を行い、審判手続が開始された後において、独占禁止法第52条第4項の規定により当該審判の請求を取り下げ、同条第5項の規定により当該原処分が確定したとき。</u></p> <p><u>四 公正取引委員会が、独占禁止法第66条の規定による審決(違反行為がなかったとして同条第3項の規定により原処分の全部を取り消す場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)</u>。</p> <p><u>五 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却若しくは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えが取り下げられたとき。</u></p> <p><u>六 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法</u></p>	<p>略</p> <p>別記様式</p> <p>（談合その他の不正行為による発注者の解除権）</p> <p>第44条 発注者は、受注者が<u>この契約に関して</u>次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。</p> <p>二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</p> <p><u>三 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法</u></p>

(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(解除に伴う措置)

第48条 この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第2項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～4 略

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第43条又は第44条によるときは受注者が負担し、第45条又は第46条によるときは発注者が負担する。

二 略

6 略

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条又は第44条によるときは発注者が定め、第45条又は

(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(解除に伴う措置)

第48条 この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は第45条の2第2項の規定による解除にあっては、当該前払金の額(第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第2項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は第45条の2第2項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第45条又は第46条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～4 略

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下この項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等

この契約の解除が第43条、第44条又は第45条の2第2項によるときは受注者が負担し、第45条又は第46条によるときは発注者が負担する。

二 略

6 略

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は第45条の2第2項によるときは発注者

第 46 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第 49 条 受注者は、第 44 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 略

(補則)

第 52 条 この契約の締結は、前各条によるほか、三好市契約規則(平成 18 年三好市規則第 46 号)によるものとする。

2 法令、三好市契約規則及びこの規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。この規則の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。

3 三好市契約規則の規定とこの規則の規定とが相互に符合しないときは、この定めるところによるものとする。

3～7 略

が定め、第 45 条又は第 46 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第 49 条 受注者は、第 44 条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

2 略

(補則)

第 52 条 この契約の締結は、前各条によるほか、三好市契約規則(平成 18 年三好市規則第 46 号)によるものとする。

2 法令、三好市契約規則及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。この契約書の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。

3 三好市契約規則の規定とこの契約書の規定とが相互に符合しないときは、この契約書の定めるところによるものとする。

3～7 略